

証人調書

(この調書は、第8回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成26年(行ウ)第256号
 期 日 平成28年5月16日 午前10時30分
 氏 名 証人川平和彦
 年 齢 62歳
 住 所 新潟県妙高市桶海1090
 妙高ロジマン1号館802
 宣誓その他の状況 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名

川平和彦



被告指定代理人新沼

乙第65号証を示す

この陳述書は証人が作成したものでしょうか。

そうです。

訂正するところはありませんか。

ありません。

この陳述書によれば、証人は平成19年4月1日から平成24年3月31日まで板橋区資源環境部エコポリスセンター啓発係長の職にあったということで間違いないでしょうか。

間違いありません。

原告も啓発係の係員だったのでしょうか。

そうです。

ホテル飼育施設、これからはホテル施設と言いますが、そのホテル施設と啓発係との関係はどういうことになるのでしょうか。

まずは、エコポリスセンターの話からしますが、エコポリスセンターは、板橋区資源環境部の出先施設でありました。その出先施設のエコポリスセンターがまた何個かの出先施設を持っておりまして、その一つがホテル飼育施設ということになります。所属としては、エコポリスセンターには二つの係がありまして、私のおった係が啓発係ですので、ホテル飼育施設もその啓発係という所属の中でありました。

証人の職場はホテル施設だったのでしょうか。

いえ、私が勤務していた場所は、エコポリスセンターというところになります。

そうすると、ホテル施設は上司が常駐していない職場だったのでしょうか。

はい。ちょっと変則ですけども、そういう施設でありました。

証人は、ホテル施設にはどれぐらいの頻度で一月当たりいたのでしょうか。

時期によって大分異なるんですけども、平均で三、四回というところになるかと思います。

では次に、原告の勤怠についてお伺いします。証人は、啓発係長の前任者から原告の働きぶりについて引継ぎを受けましたか。

はい、口頭での引継ぎは受けています。

では、その原告についての引継ぎはどのような内容だったのでしょうか。

ホテル施設が出先施設ということもあったんだと思いますが、ホテル施設では、原告の方で、外からの依頼について、直接受けたり、自分自身で判断したりということで、外へ赴いたり、依頼を受けたりということがあるので、注意して当たりなさいというような内容だったかと思います。

要するに、原告がよそから何らかの依頼を勝手に引き受けていてどこかに行ってしまうと、そういうのを管理するのが係長の仕事だったということでしょうか。

そうです。

では、実際に証人が啓発係長に就かれてからも、原告が上司に無断で勤務時間中にどこかに出掛けてしまうということはあったのでしょうか。

ありました。

そのような、原告が勝手にどこかに行ってしまうというのは、どのようにして分かるのでしょうか。

ほとんどの場合は、ホテルの管理日誌とかあるいは業務報告書というのが月1回、その月の分をまとめて翌月に送られてきます。エコポリスセンターに送られてきたものを確認してそういうことがあったんだなということを知るのがほとんどでした。

甲第102号証の9を示す

こちら平成19年7月1日のものですが、先ほど証人がおっしゃった

業務報告書というのはこの甲第102号証の9のような業務実績報告書のことでしょうか。

はい、これが業務報告書です。

では、この書類から事後的に原告が勝手にどこかに行ってしまったということが分かるというふうに先ほどおっしゃってましたけども、具体的にはどこに記載になりますでしょうか。

ここの項目2番、その他(1)の講演に載っているような内容になるかと思います。

具体的に挙げると。

具体的には、東大和市公民館とか、京都市宇治植物園とかというような内容になるかと思います。

そういった記載から分かるということですね。

はい。

では、原告が上司に断りなく勤務時間内にどこかに出掛けてしまうということがあるということを知った証人は、どのようにしましたか。

まず、上司である所長に報告をしまして、所長と共に勝手にどこかに行かないようにということで本人に注意をします。こういうケースがあった場合には事前に報告するよというふうなお話はしてきました。

勝手にどこかに行ってしまった場合の勤怠というのはどうなるのでしょうか。

結局は業務で行ったということではないということになりますので、事後的な処理になりますが、その日は休暇等を取っていただくというような処理になったかと思います。

実務としては遡って休暇申請をするというようなことでしょうか。

そのとおりですね。

ところで、この業務実績報告書や先ほどおっしゃっていたホテル施設管理日

誌には、証人やエコポリスセンターの所長の押印があるんですけども、これは、原告のそのような事前に相談なしにどこかに行ってしまうというような行動を承認したというようなことではないのでしょうか。

いえ、それは違う内容になります。

そうすると、どのような意味でこれらの押印をされていたのでしょうか。

出先施設ということもありますので、日々何をやったかみたいな連絡は薄くなりますし、業務報告書あるいは日誌の中にはいろいろなさまざまなことが書かれておりましたので、そういった内容を確認したという意味での供覧印というのでしょうか、そんなような意味で押印していたものになります。

では、次に、板橋区と能登町の関わりについてお伺いします。平成20年7月のホテルの夜間鑑賞会の反省会に能登町長がお越しになって、板橋区長と歓談したというようなことはあったのでしょうか。

ありました。

証人はその場にいたのでしょうか。

反省会の場におりました。

そこで、板橋区長と能登町長が話しているのを見たのでしょうか。

はい。私の席からは遠かったですが、歓談されているというのは見た記憶があります。

どのような話をしていたのでしょうか。

それは、私は近くでそのお話をお伺いしたわけではありませんので、どのような話がされていたのかは分からないという状況です。

原告の主張なんですけれども、原告は、その反省会で能登町長がハチの事業の協力を板橋区長に申し出て、板橋区長が協力していくと答えたというような主張を原告はしているんですけども、そのような話というのはあったのでしょうか。

それはなかったと思います。

どうしてなかったと言えるのでしょうか。

そういうお話があるとするならば、翌日後ぐらいには、区長の方から上司を通じてそういう内容のお話を直接私はいただけたかと思うんですけども、そういう話は一切聞いておりませんので、なかったのではないかというふうにしか思いませんが。

他に、板橋区と能登町と関わりというのはあったのでしょうか。

板橋区と能登町では、派遣の職員さんを何名かその後も受けたのと、もう一つは、能登町と板橋区のエコポリス協定というような名前の協定を結ぶという話が出ていたことがあります。

今、派遣受入れと協定の話が出ましたけど、協定というのは平成21年7月頃の板橋区能登町エコポリス協定の話でよろしいでしょうか。

そのとおりです。

そのエコポリス協定は、最終的に区ではお断りしたということでしょうか。

はい。直接交渉に当たったのは当時の所長、岩倉所長になりますが、岩倉所長からは、協定の話はお断りをしたということを聞いておりました、当時。

そのお断りの連絡というのはいつ頃だったのでしょうか。

翌年の1月、平成22年1月頃だったと思います。

では、証人が啓発係長のとき、板橋区と能登町の関わりは、先ほど申し上げた所長同士の夜の歓談会を除けば、職員の受入れをしたというぐらいだったのでしょうか。

はい、そうですね。

それ以上の協力をしているというような認識は、証人にはありましたか。

いえ、ありませんでした。

甲第30号証及び甲第33号証を示す

原告と能登町との関わりについてお伺いします。原告は、ハチに関してイノリー企画とこの甲第33号証である業務提携契約書を締結したり、イノリー企画や能登町ふれあい公社とこの甲第30号証の売買契約書及び秘密保守契約書を締結する際に、これらの契約書の案文を事前に証人に見せて、相談報告し了承を得たというふうに主張しています。原告から証人にそのような相談や報告というのはあったのでしょうか。

相談も報告も一切ありません。

本当にこれらの契約書の案文を見せられたということはないのでしょうか。

ありません。

証人は、啓発係長であった頃、原告が能登町との間で、このような契約の締結など、いろいろな活動をしていたということについて、証人は全く知らなかったのでしょうか。

私は、一切、その契約があるとかないとかの分については承知をしておりませんでした。

原告は能登町では、ハチの試験飼育生産事業において、板橋区から技術指導等の協力を得て、武蔵野種苗園から女王バチを仕入れて、能登町ないしふれあい公社が生産して、小泉製麻が販売を請け負うという事業スキームを構築したというふうに主張しているんですけども、証人は、この事業スキームについては知っていましたか。

いえ、知りませんでした。

では、その後、この事業から武蔵野種苗園が撤退し、イノリー企画がこれを引き継ぐことになったようなんですけども、その際、原告は、ハチの供給事業を区が行えないかと証人に相談したと主張しています。原告から証人にそのような相談というのはあったのでしょうか。

相談はありません。

イノリー企画が引き継ぐことについて、証人はそれがよいといって賛成した

と原告は主張しているんですけども、そういうことはありましたか。

あり得ません。

イノリー企画が引き継ぐに際し、板橋区側から施設使用料としてハチ1匹当たり500円を徴収するという話が出たということはありませんか。

いえ、なかったです。

最終的に、区長からの伝達事項として、施設使用料は請求しないことになったと証人が原告に伝えたというようなことはありますか。

ありません。

甲第19号証を示す

これは平成22年に先ほど出ていた板橋区能登町エコポリス協定を断る前である平成21年2月に能登町から派出されたものです。原告が能登町に出向いていたことも知りませんでしたか。

出向いていたことは当時承知していたと思います。

どんな要件で出向いていたんでしょうか。

ここにあるようなハチについての講演会をすとか、そういった内容になろうかと思います。

ハチかどうか分からないけども、講演会のことで行ったことがあると。

はい。

それぐらいは覚えてらっしゃるということですか。

はい。

行くときというのは、勤怠はどうなるんでしょうか。

業務ではないというような認識でしたので、休暇等を取って行っていただくというような形をとったと思います。

休暇等とおっしゃいましたけど、休暇以外にどのような手続があるんでしょうか。

内容的には職免というような処理がありますけれども。

職免というのは、職務専念義務の免除ということによろしいですか。

すみません、そのとおりです。

この職務専念義務の免除とは、公務か公務外かどちらになるんでしょうか。

公務外になると思います。

乙第9号証を示す

では、次に、公務と非公務、公務外との区別についてお伺いいたします。この乙第9号証、ホテル飼育事業への職員派遣要項ですけども、証人はこれを御存じですか。

はい。

この要項では、ホテルの飼育に関し、相手方から職員の派遣依頼がなされた場合の手続等が定められていますけども、公務か公務でないかは、どのように区分されるのでしょうか。

特許権の実施に関わるものであれば、公務扱いが取れるというふうに規定されていると思っておりました。それ以外のものは公務ではないという認識です。

そうすると、休暇等を取って対応するということでしょうか。

はい。

では、公務か公務でないかは、誰がどのように判断されたのでしょうか。

最後はエコポリスセンター所長が所属長として決定するのですが、その前に、実際にどのような出張であるかというようなものを公文書あるいは文書化したもので決裁を受けて処理していたというような状況です。

その文書は、エコポリスセンターに来れば係長が直接処理をされてたんでしょうか。

はい。私は、担当者がいましたので、担当者、私、所長というような形で決裁をしていったものです。

そうすると、そういった文書がホタル施設に来た場合というのは、どういふふう処理することにしてたのでしょうか。

ホタル施設に来たとしても、エコポリスセンターの方に送ってもらって、それを同様の手続をするというのが手順になっておりました。では、所長が公務ではないと判断した場合というのはどうなるのでしょうか。公務外ということですので、そこでやはり休暇等を取ってもらって処理をするという形になるかと思えます。今、休暇等で対応というのがありましたけれども、そういった対応をしなきゃいけないのは、ホタル施設にいる職員、具体的には原告などがそういったふうな対応をしなきゃいけないということでしょうか。

はい。原告の方で対応していただいて、実際の手続はエコポリスセンターが取るといふような形ですね。そういった休暇等での対応となると、例えば原告から職務で応じられないのかなどの不満や不服というのはなかったのでしょうか。

不満や不服を聞いた覚えはありません。依頼が来た場合に、証人や所長から原告に対して、これは公務ではないので、休暇を取って依頼に応じるようにと指示したことはありますか。

それはありません。では、特許の実施料金の取得案件であるにもかかわらず、休暇を取って対応するように原告に対して指示をしたことはありますか。

私が在籍した5年間の中ではありません。では、次に原告と小山町とのやり取りについてお伺いいたします。先ほどおっしゃっていたホタル飼育施設管理日誌や業務実績報告書によれば、平成23年9月29日に小山町長ほか小山町の職員がホタル施設に視察に来たということなんですけれども、証人はその場に立ち会いましたか。

立ち会っていないと思います。

では、この日に小山町長がホタル施設に視察に来たことは知っていますか。はい。事後的に先ほどの実績報告書等々で把握したということでは知っています。

事後的というのは、9月の話ですので、翌月の10月ということでしょうか。

はい、10月以降ですね。原告は、さらに証人が、小山町長らの視察の翌日に原告に対して特許料金の徴収ができそうかなどと尋ねたというふうに主張しているんですけども、そうした事実がありますか。

ないです。原告は、平成24年2月26日及び27日に小山町に出向き、板橋区の特許を使ってホタル用水路を整備したようですが、これについて原告から事前に報告はありましたか。

いや、なかったです。小山町で板橋区が有する特許技術が使用されたことについて、事後の報告はあったのでしょうか。

いえ、なかったです。

甲第42号証を示す

平成24年2月の水路整備では、甲42号証のような文書が小山町から発せられています。証人は御存じではありませんか。

これは見てないと思います。

御存じないと。

はい。この甲第42号証は、公印を押された公文書のように、ホタルに関する依頼文なんですけれども、証人のいたエコポリスセンターで受理はされていなかったのでしょうか。

はい。これを受理したとなると受理印、通常押しますし、そのような
手続に入ろうかと思えますので、受理はしたのではない可能性があ
るかと思えます。

これ、ホテル施設の方で留め置いてしまった可能性もあるということですか。

はい、そういう可能性もあると思えます。

甲第41号証及び甲第44号証を示す

原告は、平成24年にこれらを作成するに当たって、証人に報告ないし相談
をしたというふうに主張しているんですけど、そのようなことはありまし
たか。

いえ、一切ありません。

次にホテル施設の施錠・解錠についてお伺いします。証人が啓発係長であ
った頃、原告や他の者から板橋区職員以外の者がホテル施設を施錠又は解錠す
ることについて相談を受けたことがありますか。

いや、ないです。

例えば、一時的や臨時的に板橋区職員以外の者がホテル施設を施錠又は解錠
することを認めたことはありましたか。

ほとんどの場合は、原告が施錠、解錠するというふうになっていまし
たし、それができないときは、ホテル施設の他の職員がするというよ
うなことで対応してきたかと思えますので、そういったことはないで
す。

証人を含め啓発係、エコポリスセンター所長は、ホテル施設の施錠、解錠を
誰が行っていたという認識だったのでしょうか。

いわゆるホテル施設の職員が行っていたと認識しておりました。

甲第112号証を示す

では、最後に、被告が作成したとされるパンフレットについてお伺いします。
証人は、このパンフレットを知っていますか。

いえ。知らないですね。

この2枚目を見ると、証人が啓発係長であった平成23年に被告名義で作
成されてるようなんですけども、本当に知らないんでしょうか。

それは板橋区が作成したというものではないと思えます。
知るか知らないかでお答えいただけると。

すみません。これを知っているか知らないかは、知りません。

もしかするとですが、証人が覚えてないだけじゃないんでしょうかね。それ
とも、知らないって言い切れる理由はあるんでしょうか。

はい。一番、奇異に思うのは、ホテル生徳環境館の電話番号とファク
ス番号がこれに入っておりまして。

2枚目の右下ですね。

はい、一番裏になるんですかね。ホテル施設の電話番号、ファクス番
号は、職務に影響があるということで、ずっと非公開、私が着任する
前から私が着任期間中も非公開としておりましたので、こういった非
公開の番号をこういったパンフレット等には書かないというのが原則
になるうかと思えます。

そうすると、区としてあり得ない記載があるので知らないということですか。

はい。

原告代理人小田川

甲第143号証⑧を示す

17ページを示します。これは、平成23年の委員会の議会の答弁内容なん
ですけども、32番、資源環境所長、この当時は大迫さんなんですけれど
も、あなたの上司ですよ。

はい、そうです。

32番の2行目、まず、飼育技術でございますが、これはホテル累代飼育シ
ステムのその方法という国内技術特許を取得しているということが大きな評

価ではないかというふうに考えておりますというふうに言ってます。また、8行目なんですけれども、また、平成20年に韓国の河川でホタルの再生を実現したのが実態でございますとあります。11行目、国内におきましては、大田区以下五つの区の小学校において、ビオトープのホタルの生育を板橋区の技術指導及び支援の下で行ってございましてとありまして、また14行目には、国内の三重県の五十鈴川、山形県の小牧川、こちら辺においてもホタルの再生の実現がなされているというふうにご大迫さんが発言されているんですね。大迫さんがこのような答弁をされるということは、当時係長であったあなたが、大迫さんにこういった情報を提供しているのではないですか。

いえ、提供したかどうか分かりません。

ただ、大迫さんが、部下からこういう具体的な情報を聞かないと、大迫さん自身が答弁できませんよね。

それも分かりません。

分かりませんか。

はい。

あなた、あなたの在任中の答弁なんですけれども、あなたは、在任中当時、こうした答弁をされているということを御存じなかったんですか。あなたが係長だったときの部長の答弁ですよ。

この事細かに、この答弁をしたというような認識はなかったです。

大迫さんが、韓国とか大田区とか、三重県五十鈴川で、特許技術を使ってホタル再生をしているというふうにご言ってるんですね。あなた御存じないんですか。

いや、中身の幾つかは存じております。韓国に行ったことも承知です。

韓国に行ったことも御存じ。

はい。

特許を使ってホタル再生に行ったんですね。

特許を使っております。

大田区についてはどうですか。

大田区については、

あなた、大田区の矢口西小学校に当時の所長の桑子さんとあなたと阿部さんで行きませんでしたか。

行きました。

行きましたよね。

はい。

特許を使って、大田区の矢口西小学校でホタルの再生の支援の指導をしたというごことですよね。

特許を使ったものかどうかという認識はなかったです。

ホタルの再生の支援をするときに、特許を使うものと特許を使わないものがあるんですか。

あると思います。

特許というのは、累代飼育システムの方法で特許ですが、それは累代飼育が可能になるようにホタルの生育に適切な環境を構築技術ということですよね。

はい。

ということは、そういう環境を整えてほしいという依頼があったら、特許の技術を使うことになりませんか。

いや、全てが特許を使ったということではないと認識しています。

特許を使わないというのはどういうことですか。

今までホタルが出ていたところにホタルが出なくなった、どういう状況ですかということをお聞かれると、こうですねっていう言葉上の助言をしたりとか、そんな内容ですね。

ただ、特許の飼育が適切な累代飼育ができるような環境を作るというときに、

こうしたらできるようになりますよって指導したり、伝授したりするという
ことは、特許を使うことじゃないですか。

累代飼育をしたいというところであればそうだと思いますが、単にホ
タルを再生できるようにしたいという場面では異なると思います。
再生をしたいというときに、累代飼育か累代飼育じゃないか、累代飼育は望
まないけれど、ホタルの再生を希望するというところがあるということですか。

あるんじゃないでしょうか。

韓国や大田区立矢口西小学校、三重県五十鈴川というのは、特許権実施料
取ってる案件ではないですよ。

はい。

あなたは、今韓国という話ありましたけれど、特許を使って韓国でホタル再
生をしたと。つまり、特許料を取らないで、特許を使って再生支援するとい
うことがあったということですよ。

はい、あったんですが、この韓国の場合については、国外での特許実
施ということでしたので、事実上取れないという判断がありましたの
で取らなかったんです。

それは、判断にはあなたも関わってるんですよ。

はい。

ホタルの飼育施設の管理日誌、業務実績報告書というのが、主管課がホタル
施設の業務を把握して管理するために作成されたものですよ。

はい、そうですね。

あなたは、啓発係の係長だったとき、毎月これらの内容を確認、管理したん
ですよ。

確認をしていました。

甲第72号証の3を示す

平成21年12月22日の視察者対応等の欄に伊勢福橋川氏他3名、伊勢神
宮五十鈴川ホタル再生についてと記載がありますね。あなたは、この内容を
確認していますよね。

はい、確認していると思います。

甲第72号証の4を示す

22年3月7日の引継ぎ事項の欄に伊勢神宮五十鈴川、午前7時から午後1
0時と記載がありますよね。

はい。

あなたは、これ、御覧になって確認されてますよね。

はい。

甲第72号証の5を示す

22年5月11日の引継ぎ事項の欄に、伊勢現地指導、午前6時から午後4
時とありますね。これも確認されてますよね。

はい。

このような記載を見ると、阿部さんが三重県の伊勢神宮五十鈴川でホタル再
生の現地指導を行ったということが分かりますよね。

はい。

現地指導を行うということは、ホタルの特許を使うということになりますよ
ね。

ならないと思います。

ならないんですか。これだけ見ても特許使うというふうにならないんですか。

イコールではないと思います。

じゃあ、あなたは、これを見たら、特許を使ってるの、使っていないのとい
うのを確認するんですか、阿部さんに。

これは特許という文字がありませんので、確認するよりも前に特許で
はないと思います。

ただ、特許については、生態水槽とせせらぎというのがありますよね。生態水槽とせせらぎ作るときは、必ず事前に現地調査に行きますよね。

はい。現地調査に行く前にこちらに報告をいただくことになっています。

現地調査、現地に行きますよね。

はい。

ということは、現地に行くということは、特許が絡むというお話ですよね。

その質問の意味が分かりません。

ホテルの再生で現地に行くということは、特許が、あなたが管理しなきゃいけない特許に関わることじゃないですか。

違います。

違うんですか。

はい。

三重県の五十鈴川についてはお金取ってないんですけども、この現地指導なんですけどね、でも、午前6時から午後4時まで随分長い時間行ってるんですけど、平成14年1月以前からお付き合いがあって、再生の相談を受けていることがあるから、特許料取らない案件として処理されたのではないですか。

いえ、そういう認識はありません。

甲第64号証を示す

これは、阿部さん方でホテル再生を支援した場所の把握されているリストなんですけれども、あなたの在任中ということだと109番の共立メンテナンス平成19年4月から次の124番の小山町になるんですけども、109番から124番まで再生支援を行ったというふうに書かれているんですよ。

はい。

あなた、この大田区の矢口西小学校もあります、LG電子韓国というのあ

りますし、伊勢市五十鈴川というのがありますし、村島さん、石川県のね、というのもあるんですけど、こういうの、全く御存じないんですか。韓国は知ってるって言ってましたよね。

はい。

大田区も知ってるって言ってましたね。

はい、一部はそういう形で把握したものもありますが、全てを把握してはいないと思います。

ホテルを飛ばせるように再生の支援をしていると、阿部さんがね、出ていって行ってるということは御存じだったんですよね。

はい、それは知っております。

あなた、5年間、阿部さんと一緒にお仕事されてたんですよね。

はい。

当時、阿部さんがこうやって、いろいろなところに行って、ホテルの再生の支援をしているということについて、どのようにお考えだったんですか。

ホテルを再生することのお手伝いをしているということについては、私、個人的にも評価はしておりました。

特許を使っているという認識がなかったってことですか。

全て特許を使ってるということではないと思います。

乙第43号証を示す

5ページを示します。真ん中からちょっと下の方なんですけれども、木曾課長の質問、これ、あなたが受けた事情聴取の記録なんですけれどもね、24年2月から静岡県小山町でホテルの水路整備をしているが、それに阿部主事が関わっているということについて聞いてるかという質問に対して、何か所か行っているのは知っているが、静岡県の話は記憶にはないと答えていますね。どこかに行っているときは、休暇を取っていたのかという質問に、特許に関わる件については内規を決めていたと思うと言っていきますね。内規とはとい

う質問に対して、作った方がいいが、後からフォローする必要があるときは、1回限り行けるというものであったと思うというふうに回答されてますね。あなた、内規というふうに答えてますよね。

はい。

両方ではないですよ。

甲第143号証③を示す

あなたは、原告阿部さんとは日々ファクスとかメールとか電話でよくやり取りもしてたんですかね。業務に関する連絡。

日々ではないですけど、やり取りはしました。

143号証の③の253番の答弁内容。エコポリスセンター所長の内容ですが、エコポリスセンターとホテル飼育施設につきましては、日常でも連絡をよく取り合っておりますとありますね。特に意思疎通が悪いということは考えておりませんというふうに述べてます。このとおりだったということですか。日常的によく連絡取り合ってたということですか。じゃないですか。

.....

お答えできませんか。

いや、これは所長がそういうふうに判断したものですよね。

所長が判断するという事は、その部下であるあなたも同じ認識なんじゃないんですか。

いえ、そうではないです。

甲第143号証⑥6頁及び7頁を示す

6ページ目を示します。260番の答弁、下から3行目ですが、この一人の職員はずっと飼育をやってるわけですけども、聞いたところによると、休みも取れずにというか、取らないというか、どう表現していいかわかりませんが、このかたの勤務実態については、どのように把握されておりますかという質問に対して、所長が勤務実態につきましては、確かに休みも基

本的には休暇はなくて、出てもらっておりますというふうに答弁しています。次のページの7ページの一番最後の資源環境部長の答弁も、休みも取れない実態の中で、一人の職員に今業務が集中しているというところがございますというふうに述べてるんですね。エコポリスセンターが阿部さんがホテルの再生支援に出張するときに、休業日及び休暇で対応するように対応するようというふうに指示していたんではないんですか。

すみません、もう一回質問をお願いいたします。

エコポリスセンターの方から阿部さんに対して、阿部さんがホテルの再生の支援に出張するときに、休暇とか休業日で対応してねというふうに言ったのではないですか。

出張するときに言ったということはないです。

出張の前に言ってるということですか。

いや、出張の後に。

出張の後に言うんですか。

ええ。出張してしまった事実を知った後で。

あなたが事前に把握してることってないんですか。一度もないんですか。

一度もないとは言えないと思います。

小山町は、ホテル飼育に関して阿部さんに話を聞きたいと考えて、エコポリスセンターに電話したって言ってるんですね。先ほどのあなたのお話だと、ホテル施設の電話番号、ファクス番号は非公開なんですよ。

はい、そうです。

自治体からエコポリスセンターに電話があつて、阿部さんに話を聞きたいとか、ホテル施設に行きたいという話があった場合に、直接その人に電話番号をお伝えしないですよ。

いえ、場合によってはお伝えをいたします。

お伝えするんですか。

はい。

一番初見のときでも。

初めてのときはお伝えしないと思いますが、もし今後、お話が継続しなきゃいけないような案件については。

初めて連絡があったときは、直接電話番号をお伝えすることはないんですね。ないです。

あなたの方でそういう依頼があったよということを阿部さんの方に連絡するということですか。

初めてあった場合はそうです。

小山町のかたは、初めはエコポリスセンターに電話をして、エコポリスセンターから電話番号を聞いて、ホテル館に電話したと言ってるんですけど、そうすると、今の話は違うということですね。

そうですね。どういう電話だったかは知りませんが、相手方がそう言うのであれば、それが正しければ違うということになります。

小山町の方は、初めて電話をエコポリスセンターにして、エコポリスセンターの方が、初めてお客さんにいきなり生態館の電話番号を伝えるということはないんですね。

ほとんどないと思います。

川平さんは、平成23年9月29日のこの小山町から電話連絡を受けて、急な視察なんだけれども対応してもらえないかと、阿部さんの方に伝えたんじゃないですか。

いえ、伝えてはないと思います。

町長というのは、自治体のトップのかたですよ。

はい。

そういうかたが視察に来られるというときに、阿部さんだけに対応を任せるといったことはありますか。

ないと思います。

甲第106号証の2を示す

平成23年10月13日の日誌の引継ぎ事項の欄に静岡県小山町現地調査、午前6時から午後2時というふうに書かれているんですが、あなたは、これを御覧になってますよね。

はい、見てるかと思えます。

後でこれ、知ったということですか。

はい。

後で聞いたときに、知ったときに、これ特許に関わることじゃないのというふうには確認しませんでしたか。

確認したと思います。

何て答えてましたか。

特許案件ではないという答えだったと思います。

甲第104号証の1を示す

これも調査のところに御殿場市小山町ホテル水路の調査、2月13日午前10時から午後4時、次の次の欄に、小山町ホテル水路の手直し2月26日午前9時から2月27日午後3時というふうにあるんですけど、これも後で知ったということですか。

そうです。

特許料取らない案件なのということは先ほど確認してるから、もうしなかったということですか。

これも出勤の日が絡むのであればそういう確認をしてあると思います。あなたの知らないところで、本当は特許が絡むんだけど、特許料取らない案件があるということ、あなたの在任中は認識がなかったということですか。

はい。

甲第42号証を示す

小山町から東京都板橋区長坂本健様、区長宛ての派遣依頼のお手紙ですよね。
あなた、これ、御覧になってませんか。

見てないと思います。

見てないですか。

はい。

見てないということは、阿部さんは、川平さんの方に、こういう依頼文が来たら、いつも日常的に連絡を取り合ってるからお渡ししてたというふうに言ってるんですけども、そういうことないですか。

いつも渡してくれたというのは事実と違います。

あなたは、今回の阿部さんの懲戒処分に関して阿部さんの監督責任を問われましたか。

問われてないと思います。

原告代理人中島

そもそもあなたは、ホテル館におけるハチに関する業務について、公務、公務外についての区別というのをできるんですか。

もう一度すみません、質問を。

ハチに関する業務について、ここまでは公務で、ここまでは公務ではないという区別というのをあなた自身できるんですか。

私が区別している区別はあります。

ホテル飼育に使う土を作るためのマルハナバチの飼育というのは公務ですよ、ね。

はい。補完する業務っていうんでしょうか、そういう業務だと思います。

ホテル飼育に関係がないものについて公務であることはありますか。

ないです。

クロマルハナバチの飼育指導について依頼が外部からあると、それに対して対応するというのは、公務になることはないんですか。

公務ではないと思います。

在来種マルハナバチ以外のハチを飼育するというのは公務ですか。

公務ではないと思います。

マルハナバチについて事業化について相談を受けて、その対応をするというのも公務じゃないんですか。そうすると、あなたの認識で言うと。

公務ではないと思います。

甲第100号証を示す

日本大学から坂本区長に宛てた技術指導に対するお願いですけれども、こういう依頼を受けて対応することは公務じゃないんですか。

技術指導を協力するというのであって、本来業務、公務ではないと思います。

公務ではない。

はい。

甲第100号証の3を示す

資源環境部環境課課長から日本大学に対する返答として、標記の件について協力いたしますとありますけれども、協力しているということは、これ区として協力したのなんですよ、ね。協力をしますと回答したのなんですよ、ね。

これがですか。

そうですね。区から出たものですよ、ね、これ。

すみません。これは私の在任中のものではありませんので、確たることをお答えはできないんですが。

甲第103号証の14を示す

これは平成22年3月1日の報告のものですから、あなた在任中ですね。

そうです。

これ、係長の欄に押印したのはあなたですよ。

はい、そうだと思います。

103号証の欄の3ページ示しますけれども、例えば、いろいろ書いてありますけれども、ここに金沢市MS財団というところから平成22年の2月9日から11日まで、クロマルハナバチの繁殖についてということで3名が4日間にわたっていらっしゃってますよね。これは、この繁殖について、ホテル館にいらっしゃって、聞きに来て、それについて指導したということじゃないんですか。

指導っていうか、協力を依頼されて、その協力にお応えしたということですが。

これは公務じゃないんですか。

それは公務にはなっていないと思います。

業務時間中なのに。

こちらで知っているものを業務時間中に提供してあげたというプラスの仕事であって、公務ではないと思います。

甲第104号証の9を示す

3ページ目。平成23年6月ですから、あなた在任中ですよ。

そうですね。

6月3日。財団法人板橋区中小企業振興公社森田事務局長ほか1名、クロマルハナバチの事業化についてという視察目的で来てますよね。

はい。

これに対する対応は公務ですか。

公務ではないと思います。

勝手なことするなというふうに阿部さんに注意したことありますか。

それ以外の件で、たびたび注意。

僕はこれについて聞いてるんですけど。

それには注意をした記憶はありません。

この森田事務局長って、あなたの元上司じゃないんですか。

いえ、そういう認識はないです。

甲第104号証の3を示す

平成24年の12月20日に小泉製麻というところから12名他1名って書いてますけど、小泉製麻というところからクロマルハナバチについてということで訪問がありますよね。これって、クロマルハナバチに関して小泉製麻が訪れたのは初めてじゃないですよ。

それはちゃんと調べてはありませぬ。

あなた、こういう名前を見て、これは何だかって聞かないんですか。

個々には聞かないです。

あなた、先ほど、在来種、マルハナバチ以外のハチの飼育というのは公務じゃないというふうにおっしゃいましたが、エコポリスセンターは環境省に対して、ホテル以外のセイウマルハナバチの飼育許可申請出してますよね。

出しています。

セイウマルハナバチって在来種じゃないでしょう。

在来種ではないと思います。

ということは、公務じゃないものについて、エコポリスセンターで飼育許可の申請をエコポリスセンターでするんですか、公務じゃないのに。

クロマルハナバチからフェロモンを取るっていうのは、ホテル飼育にとっても大切なことですから。

いや、僕が聞いているのは、セイウマルハナバチについて聞いてるんです。あなた、在来種以外のハチの飼育については公務じゃないというふうには先ほどおっしゃいましたので、聞いてるんですよ。

クロマルハナバチを育てるのに必要だから、これが置いておく必要が

あるというふう聞いてましたので、それで許可が出たものだというふうに思いますが。

甲第11号証を示す

これは、能登町長から坂本区長宛ての文書です。あなた、この平成21年5月1日付のときは在任中ですよ、係長。

在任中です。

これ、見たことがありますよね。

見た覚えはあります。

2ページ目ですけども、下から2段落目、板橋区飼育施設における在来種クロマルハナバチ通年安定供給に関する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化する上で、板橋区のホタル飼育施設にご協力、お力添えなしには実現出来ませんと書いてありますね。能登町としては、板橋区の協力が事業実現のために不可欠ですよということで、協力を依頼してきている文書じゃないんですか。

それを読む限りはそういう協力依頼の文書です。

甲第19号証を示す

ここに、日頃よりクロマルハナバチ飼育生産技術の取得に関しまして多大なる御尽力と御協力を賜りと書いてますね。この多大なる御尽力と御協力というのは、クロマルハナバチ飼育生産技術取得に関して板橋区が能登町に御尽力、御協力してたという認識を示すものですね、これ。

はい、ここに書いてあるものですね。

甲第16号証を示す

これは平成20年7月29日の夜間公開後に反省会をして、能登町長であるとか、板橋区の区長、あるいはその関係者が集まって、いろいろ話をしたという書面ですね。あなたも参加してたという話ですね。

はい。

このときは、非常に良好な会だったんですね。和やかに行われた会なんですよ。

はい、和やかに行われました。

甲第12号証を示す

これは、2009年6月の能登町の広報紙ですけども、これ、あなた見たことありますか。

ありません。

今まで1回も見たことなかったの。

ないですね、在任中はないですね、少なくとも。

在任後はあるの。今の言い方ですと。

ないと思います。

ここで初めて見たということですか。

そうですね。

甲第57号証を示す

これは平成21年に能登町からエコポリス協定の締結の申し出があつて、それで岩倉所長と能登町の職員との間でやり取りしてるときの、能登町から岩倉所長に宛てたメールです。その中に、エコポリスセンターの所長から能登町への意見としてここに、(1)国産クロマルハナバチに関する業務が本協定の根本であることから、クロマルハナバチに関する業務協定としてはどうでしょうか。2番はちょっと略しますけども、3番、板橋区と能登町との間で歴史があるとすれば、クロマルハナバチについてとありますね。

甲第57号証の2を示す

3枚目を示します。3枚目の上半分ですけども、ここには能登町は国産クロマルハナバチ飼育生産事業を行うために飼育生産に係る技術特許を所有する板橋区に関係者を派遣した。飼育生産技術を学び、能登町クロマルハナバチ飼育生産施設において、板橋区の支援を受けながら事業に取り組んでいる。

ということで、エコポリスセンターは、もう既にこういう関係があると。能登町と板橋区はこの関係にあるということで能登町はこの紙を送ってきたわけですね。

いや、分かりません。

でも、施設長が意見を言ったという歴史、能登町と板橋区の歴史というのは、ここに書いてある能登町とクロマルハナバチ飼育生産施設においては、板橋区の支援を受けながらという、この支援を受けていたということをもって歴史と言ってるんじゃないんですか。

岩倉所長がそう言ってるということですか。

エコポリスセンターと能登町との間で協議していて、エコポリスセンターの所長からの能登町の意見を踏まえて能登町が作ったんでしょう。

それは分かりませんが、私には。

あなたの認識では、平成21年のエコポリス協定の締結協議が終わった後は、もう能登町に対する協力関係は消滅したと、そういう認識なんですか。

エコポリス協定みたいな協力関係は消滅したという認識はありました。今言ったエコポリス協定みたいな協力関係とはどういうものですか。

両方が互いに協力し合って、環境問題を解決していこうと、こういうような協力関係。

その協定以後はそういう関係は消滅したということですね。

はい。

甲第25号証を示す

エコポリス協定の締結が終わった平成22年5月ですけれどもね、これ、5月にまた持木町長から坂本区長に対して出したクロマルハナバチ飼育生産技術取得に関わる研修生の受入れ及び指導に関する依頼です。これ、あなた見えますよね、在任中ですから。

はい、見えます。

甲第26号証を示す

これも平成23年3月8日で、持木町長から坂本区長に出したもので、同じように研修生の受入れ指導を依頼したものでね。

はい。

もう一回戻りますけど、甲25号証のところに、第1段落目、日頃より、国産クロマルハナバチの試験飼育生産事業におきましては、多大なる御尽力と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。というふうに書いてありますよね。この日頃より多大なる御協力、御尽力というのは、板橋区との関係で言うと、阿部さんの継続的な技術指導以外にないんじゃないですか。

これまで何人かの研修生の受入れとかをしてみましたので、そういったことをここで述べられているのではないかと思います。

それ以外は、全く板橋区がノータッチの話ですか。

ホテル施設の業務としては、ホテルを飼育することは第一業務でありますので、それに支障に及ぶ以上は協力関係としてはできないという認識です。

それでも、平成22年以降も頻りに能登町の職員であれば。

被告指定代理人山田

すみません、異議があります。頻繁というのは、ちょっと。正確に言ってください。回数を正確に言ってください。

原告代理人中島

9回ほど能登町やふれあい公社の訪問は、業務日誌や業務実績報告書に書いてなかったですか。平成22年、23年度だけです。

回数は分かりませんが、何回か書いてあったと思います。

そうですね。何回かありましたよね。

はい。

それは、業務時間中に訪問したものでよね。

だと思えます。

2回か3回じゃないんじゃないんですか。

はい、そうです。

業務時間中に他の自治体に職員のかたがいらっしゃって、何度も何度もいらっしゃっていて、2回か3回じゃないと。それは個人的な交流なのですか。

それは能登町がそういうふうに希望してこちらに見えてるわけですから、能登町側の要望で来てるということですよ。

あなたは、阿部さんに対して、勝手なことするなって注意してないでしょう。注意はしてないです。

そこは、容認してたんじゃないんですか。そこの対応については。

被告指定代理人山田

異議があります。そこの対応というのは何ですか。明確におっしゃってください。

原告代理人中島

平成22年、23年に能登町が訪問したことに対する対応以外ないじゃないですか。

被告指定代理人山田

誤導している可能性があるのです。

裁判長

異議ですか。誤導というのはどこですか。

被告指定代理人山田

そこの対応というのがよく分からないので。今、はっきりしましたからいいです。

原告代理人中島

甲第62号証を示す

広報紙見てなかったと言いますが、これ2009年9月13日頃のサ

ンデー毎日ですけども、これ、あなた見てますよね。

当時は見てない。

いつ見たんですか。

こういう裁判が始まって、私が板橋区から事情聴取を受けたときには見たかと。

それまで見たことなかったんですか。

ないです。

平成22年末頃に能登町へのハチの供給を区が代わってやるやらないという話は聞いたことないですか。

ないです。

区議会では、ホタルに関係することについてこれまで何度も議員から質問を受けましたよね。

はい。

ホタル以外に関係するもの、ハチについても。

何回かは受けてると思います。

あなたが区議会で答弁の案を作成することはなかったの。

案は所長が作るのが通常です。

甲第115号証を示す

これは、平成22年の11月1日の決算調査特別会の議会についてですけども、ここに、田中やすのりさんという区議の質問で、今、石川県の能登町というところに卸す、卸さないという話があって、女王バチ1匹、市場価格でいうと、7000円か8000円で流通されているそうなんです。もしここも石川県の能登町が必要なこのマルハナバチ15万匹と、この答弁があるということは、もう区の方では、こういう話が話題に出たんじゃないんですか。

私はそれは承知しておりません。

あなたの在任中ではないですか、これは。平成22年ですよ。

はい、在任中です。

全くこの答弁は聞かないんですか。

1匹幾らだとかという話は知らないですな。

じゃあ、今幾らだかは知らないとおっしゃいましたけども、能登町というところに卸す、卸さないということで話がいついていてという発言は聞いたことないですか。

それも知りません。

平成23年に、あなたが佐藤課長と阿部さんをエコポリスセンターに呼び出して、ハチを売ってるんじゃないですかということで聞き取りしたということはありませんよね。

あります。

聞き取りのきっかけというのは、エコポリスセンターの封筒を使って、中島農園というところにハチの売買に関する代金の請求書をイノリー企画が送って、住所が間違ってたからエコポリスセンターに封筒が戻って来たということがきっかけじゃないですか。

そうだったと思います。

そうですね。

はい。

その聞き取りで、阿部さんは、売っていないと回答しますよね。

はい。売っていないと言っていました。

じゃあ、誰が売ってるという話だったんですか。

いや、それは知りませんです。

その封筒の送り主はイノリー企画だったんでしょう。封筒を開封して、中の請求書を確認したんじゃないんですか。

イノリー企画だったかどうかはちょっと明確に覚えていません。

あなたは、請求書確認したんでしょう。

見たことは見ました。

乙第43号証を示す

7ページ目示しますね。あなたの聞き取り報告書、事情聴取書ですけども、ここに、木曾課長のあなたに対する質問として、そのとき発言の妥当性を確認していると思うが、それはどのような判断だったのかという質問に対して、川平さん、あなたは、説明の機会ではそうなのかと、私も所長も思ったとありますね。

はい。所長も思ったと思います。

阿部さんの説明を聞いて、あなたも所長も納得したわけですよ。

はい。

こうも聞かれていますよね。8ページ目も行きますけれども、そのときは納得できる説明があったということでもいいかという質問に対して、そうであると説明してますよね。ということは、そのときの阿部さんの説明に対して、あなたも所長も納得したわけですよ。

はい。

他の人が封筒を使って、その請求書を送ったことに対して処罰してますか。

いえ、していません。

その封筒を使った人に対して聞き取りしてますか。

封筒を使ったのは、ホテル施設ですよ。

そのホテル施設の封筒を使ったことについて、使った阿部さんじゃない人に対して、呼び出して確認したりしてますか。

いえ、直接呼出しはしていません。

呼出しもしてないですよ。

はい。

では、そのときに、封筒の内容を見て、阿部さんの話も聞いて、納得したわ

けでしょう。そうすると、その団体と阿部さんとのそのホテル館の施設の関係についての説明について納得したんじゃないんですか。

いえ、そんな話は納得はしていません。

そこまで聞かなかったの。

はい。

売ってないかと言われて、売ってないと言われて、はい、分かりましたと言ったんですか。

いや、そんな簡単な話ではないですよ。

じゃあ、何て聞いたんですか、他に。何で、こんな封筒使わせるんだという話にならなかったですか。

いや、売買した代金の、購入代金だったということがありましたので、

これはどういうことかということをメインに聞きました。

それは他の団体の代金になるでしょう。

そうだと思いますが。

その話聞いて納得したんですね。

そのときは、そういうことだなということでは納得しました。

被告指定代理人小川

先ほど、川平さんが在職中、主にエコポリスセンターで働いていたので、ホテル施設には常駐してなかったというお話ですね。

はい。

1週間に3回か4回はホテル施設の方に行っ様子を見ていたと、そういうことでよろしいですか。

そうです。

そのホテル施設の様子を見にいった際は、当然原告とも話すんですけども、原告以外のボランティアさんだったりとか、職員のかとも話すということ。

はい、話すことはありました。

そういった1週間の3回か4回の訪問以外、あなたがホテル施設との連絡として、電話を使っていましたよね。

はい。必要に応じては電話を使っております。

電話というのは、一日大体どれぐらい、何回ぐらいあったんですか。

1回あたりなかったりぐらいではないでしょうか。

必要に応じて電話で連絡を取り合っていたということによろしいですか。

はい。

その他にもメールやファクスを使っても阿部さんとの意思連絡というのは行っていたんでしょうか。

はい、行っておりました。

それらも必要に応じて連絡を取り合っていたということによろしいですね。

はい。

今回、阿部さんの処分理由の中に、鶴岡八幡宮から送られたホテルの雄雌の仕分作業を勤務時間中に行っていたというものがあるんですが、そのような処分理由があることは御存じですか。

いや、確かに承知しているという事項ではありません。何かの書類でちらっと見た程度です。

そうすると、あなたの就任中、この仕分作業というのは毎年行われていたわけですけど、あなたは、それを一度も見たことがなかったんでしょうか。

見たことはないです。

他のそういったボランティアさんとか職員からも仕分作業について聞いたことはなかったということでしょうか。

ないですね。

次に、先ほど主尋問で、阿部さんはよそから何か依頼を勝手に引き受けて、どこかに出掛けてしまうことがあったというふうに述べてますね。

はい。

その例として、先ほど甲102号証の2を挙げて、東大和市等があったというふうに述べてますね。

はい。

これらの具体例は、陳述書にはないんですけども、何か陳述書に書けなかった理由はあるんでしょうか。

今日、指し示したのは、事業報告書のこういうところに書いてあるものが該当しますという意味でお答えをしました。特に陳述するような内容ではなかったと思います。

あなたの、この勝手に依頼を引き受けてしまうという阿部さんの行為は、もう就任直後からあったというふうに伺っていいんですか。あなたの就任直後。

就任直後はそうでもない時期だったと思います。年限が過ぎてくるとだんだん増えて。また、所長と私で注意が入ると減って、また増えてというようなことの繰り返しだったように思います。

あなたは、それ、何回ぐらい所長と一緒に注意をしたと言ってるんですか。

すみません、正確な数とかはうる覚えなので分かりません。

あなたが注意を行った際に、その注意を行ったということは何か記録にはとどめてないんですか。

特に記録にはないです。

あなたは、先ほどそのことを、そのことって、つまり阿部さんが、よそから勝手に依頼を引き受けてしまうということを上司に報告していましたと言っていましたね。

はい。

その報告したということも記録にはとどめてないんですか。

当時のメモ書きはあったかと思いますが、既にもうないと思います。あなた、今回、管理日誌や業務報告、管理日誌に押印したのは、管理日誌を

見たという趣旨だというふうにおっしゃってましたけど、そういった見たかどうかという、こういった報告したかどうかとか、注意したかどうかというの方が重要な事実なんじゃないんですか。

ちょっとおっしゃっている意味がよく分かりません。

その他にもあなたは、陳述書では、阿部さんが事前に承認を得ているかのよう管理日誌や業務報告書を記載、提出していたことがあったというふうに書いてますね。

はい。

あなたは、このことについても、阿部さんに対して、その都度注意していたということでもいいんですか。

注意はいたしました。

上司に対しても報告していたということですか。

はい。特に出張とかで地外に行くようなケースについては、事前に書面で報告するようというふうに注意をしておりました。

あなたは、そうした注意や報告についても、何も記録には残していないということでもよろしいんですか。

はい。

被告指定代理人新沼

乙第52号証を示す

こちらは、昨年、被告指定代理人の方で、小山町に行って、小山町の平成29年9月29日頃のことについて小山町のかたから聞き取った事情報告書ですけども、その乙52号証の2枚目、2ページ目の真ん中より下の、第1の2。2、平成23年9月29日の小山町によるホテル館の視察というタイトルのところでですけど、(1)のところを見ますと、板橋区エコポリスセンターに架電。小山町の職員がですね、板橋区エコポリスセンターに架電し、ホテル館の電話番号を教えてもらい、原告阿部に直接連絡し、平成29年9

月29日に視察することとなったとありまして、そうすると、先ほど証人は、まず最初、初めてのところには、ホテル館の電話番号を教えないというふうにおっしゃってましたけれども、そうすると、この対応をしたのは、証人ではなくて、他の職員が対応したということでしょうか。

はい、そういう可能性はあると思います。

先ほど来、原告の方から、甲第11号証や甲第19号証などが出て、ハチについて板橋区が協力しているかのような文書があるということでしたけれども、そういったところもあって、最終的に先ほどおっしゃってた平成22年の1月頃に岩倉所長が協定をお断りしたというのは、やはりハチの生産事業については、板橋区に事業ではない、板橋区の利益にならないということで協定の締結をお断りをしたと、そういうことでよろしかったでしょうか。

すみません、もう一回言っていたいただいてもよろしいですか。

協定をお断りした理由について、証人は御存じですか。

はい。

それはどういう理由から協定をお断りしたのでしょうか。

それは、板橋区にとってWIN・WINの関係というんでしょうか、プラスになる部分がないという判断だったと思います。

そうすると、ハチの生産事業については、それをもってお断りをしたということでもよろしいですか。

はい。

それ以降に、職員の受入れが続いていましたけれども、そちらについては、例えばホテルの夜間鑑賞会の手伝いをしたりとか、ホテルに関するようなことも能登町から来た職員がしていたから受入れを続けていたと、そういうことでしょうか。

はい。ホテル施設のさまざまな業務についても御協力をいただけるような話は事前がありましたので、そういうことも期待していたのは事

実です。

佐藤裁判官

23年9月29日に、小山町長が訪問されてますよね。結局、町長が来るということを知ったのは事後なんですか。

私は事後だったと思います。

事後に町長が訪れたということを知って、原告に対しては何か注意か何かされたんですか。

事後的にはもうどうすることもできませんので、特段の注意はしてはいなかったと思います。

結局、小山町に対してどういう協力をするようになったということで報告ないしは相談を受けたんですか。

それはもう事後的に、出張したとかというときに、勤怠の処理がありますので、出勤とか休暇の処理がありますので、そのときに確認しているはずです。

伺いたいのは、小山町長が訪れたわけですよね。それで、ホテルの飼育に関して何か協力してほしいということを依頼されたと。その案件を板橋区としてどう扱うかという点について、どういう相談が最初の段階でされたんですか。

最初の段階での相談。

何も、訪問受けました、以上ということなのか、どういう協力を求められて、特許料を取ることにしました、しませんでしたというあたりの具体的なやり取りというのは。

いや、具体的なやり取りはないです。

特段、何も小山町に対して継続的な協力というのはしてないと思ってたということになるんですか。

はい。

能登町との関係ですけれども、武蔵野種苗園というところが関わって能登町との間に何かしてるということを知ったのも大分後になってからになるんですかね。

はい、在任中は全然知りませんでした。

以 上